

21 西審特第 24 号
平成 21 年 11 月 17 日

西東京市長 坂 口 光 治 殿

西東京市特別職報酬等審議会
会長 浅 川 公 紀

特別職の職員の報酬等について（答申）

平成 21 年 7 月 30 日付け 21 西総職第 857 号及び平成 21 年 10 月 26 日付け 21 西総職第 1326 号をもって諮問を受けた標記の件について、本審議会は別紙のとおり答申いたします。

答 申

西東京市特別職報酬等審議会

西東京市特別職等の職員の報酬等について、西東京市長から平成 21 年 7 月 30 日付け 21 西総職第 857 号及び平成 21 年 10 月 26 日付け 21 西総職第 1326 号により諮問を受けた本審議会は、平成 21 年 7 月 30 日に第 1 回、平成 21 年 8 月 11 日に第 2 回、平成 21 年 9 月 17 日に第 3 回、平成 21 年 10 月 14 日に第 4 回、平成 21 年 10 月 26 日に第 5 回、平成 21 年 11 月 6 日に第 6 回、平成 21 年 11 月 12 日に第 7 回の審議会を開催して審議した結果、次の第 1 のとおりの結論に達したので答申する。

第 1 答申

- 1 本市における市議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長、常勤の監査委員及び教育長の給料の額について

市議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長、常勤の監査委員及び教育長の給料の額については、次のとおりとすることが適当である。

議長	月額	650,000 円	を	月額	642,000 円	に
副議長	月額	580,000 円	を	月額	574,000 円	に
常任・特別委員長	月額	570,000 円	を	月額	557,000 円	に
議会運営委員長	月額	570,000 円	を	月額	557,000 円	に
議員	月額	550,000 円	を	月額	540,000 円	に
市長	月額	1,050,000 円	を	月額	1,013,000 円	に
副市長	月額	900,000 円	を	月額	898,000 円	に
常勤の監査委員	月額	700,000 円	を	月額	696,000 円	に
教育長	月額	810,000 円	を	月額	797,000 円	に改める。

2 期末手当の年間支給割合

特別職等の職員の期末手当については、人事院勧告及び東京都人事委員会勧告に基づく一般職の職員の給与改定に連動させてきたこれまでの経過を踏まえ、現行年間 4.50 月の支給割合を年間 4.15 月に 0.35 月分引き下げることが相当である。

第2 審議の経過

特別職等の職員の報酬等の審議を行うにあたり、当審議会は、昨秋以来の厳しい社会経済情勢、本年2月の市長選挙等を通じて表明された市民感情及び比較的安定はしているものの楽観視はできない財政状況等に関する各委員の認識をもとに検討を行った。以下、第1回から第7回までの審議経過を述べる。

1 各回の審議経過の概要及び審議資料

(1) 第1回 平成21年7月30日(木)午前10時30分から12時まで

会議録作成について

今後の日程について

配布資料の説明

資料 1 西東京市特別職報酬等審議会条例

資料 2 特別職の報酬等について(自治事務次官通知)

資料 3 西東京市特別職報酬等改定の推移

資料 4 西東京市特別職及び一般職の年収比較

資料 5 平成21年度 東京都26市の概要

資料 6 東京都26市の市長等給料調

資料 7 東京都26市の議員報酬調

資料 8 東京都26市の特別職等期末手当調

資料 9 東京都26市の財政指標調

資料10 財政指標の用語解説

資料11 西東京市及び東京都26市のラスパイレス指数の状況

資料12 平成21年度 類似団体の概要

資料13 類似団体の市長等給料調

資料14 類似団体の議員報酬調

追加資料 常勤監査委員給料調

(2) 第2回 平成21年8月11日(火)午前10時から11時50分まで

第1回会議録の承認について

委員からの要望資料の説明

資料 1 市長の役職名と報酬額一覧(平成20年度)

資料 2 議員の外部団体等における報酬額一覧(平成20年度)

資料 3 改定前と改定後の特別職報酬等の支給総額比較

資料 4 改定前と改定後の特別職報酬等の期末手当役職加算分支給額比較

資料 5 「期末手当」と「期末手当役職加算」の法令根拠

資料 6 類似団体の類型の推移

- 資料 7 特別職報酬等（平成 20 年 4 月 1 日改定）に関する陳情一覧
- 資料 8 個人市民税の課税標準額段階別所得割額・納税義務者数の推移
- 資料 9 法人市民税の調定額・納税義務者数の推移
- 資料 10 決算状況（平成 17 年度、平成 18 年度、平成 19 年度）
- 資料 11 総務省統一基準によるバランスシート 行政コスト計算書（平成 19 年度版）

（ 3 ）第 3 回 平成 21 年 9 月 17 日（木）午後 4 時から 5 時 45 分まで

第 2 回会議録の承認について

委員からの要望資料の説明

- 資料 1 東京都区部消費者物価指数
- 資料 2 給与改定等の推移
- 資料 3 会議開催状況
- 資料 4 外部団体等の活動状況
- 資料 5 報酬等審議会における増額分の説明について
- 資料 6 改定前と改定後の市長等の退職金比較
- 資料 7 予算特別委員会資料（個人市民税 納税義務者の推移）
- 資料 8 法人市民税の調定額・納税義務者数の推移
- 資料 9 特別職報酬等に関する陳情（追加）
- 別冊 西東京市財政白書（平成 19 年度決算版）

財政担当者からの市の財政状況の説明

（ 4 ）第 4 回 平成 21 年 10 月 14 日（水）午後 1 時 30 分から 3 時まで

第 3 回会議録の承認について

委員からの要望資料の説明

- 資料 1 各委員会における行政視察の実施状況（平成 20 年）
- 資料 2 外部団体等における行政視察等の実施状況（平成 20 年度）
- 資料 3 議員報酬の改定前後における共済費市負担金への影響額
- 資料 4 議員活動の範囲
- 資料 5 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準の求め方
特別職及び議員の給与体系と水準、格付けについて

資料 特別職等の給与体系・水準について

- 資料 1 東京都の類似団体 8 市(本市を除く)比較による特別職等給与体系(A3 版)
- 資料 1-2 東京都の類似団体 8 市(本市を除く)の平均倍率から算出した特別職等の年額及び月額給与水準
- 資料 2 東京都 25 市(本市を除く)比較による特別職等給与体系(A3 版)
- 資料 2-2 東京都 25 市(本市を除く)の平均倍率から算出した特別職等の年額及

び月額給与水準

資料 3 東京都の類似団体 8 市及び東京都 25 市の平均倍率の平均数値算出
方法

資料 3-2 東京都の類似団体 8 市及び東京都 25 市の平均倍率から算出した特別職等
の年額及び月額給与水準

資料 4 報酬等審議会の論点整理

資料 4-2 特別職等の年額及び給与水準(原田委員案)

資料 5 平成 21 年人事委員会勧告等の概要

(5) 第 5 回 平成 21 年 10 月 26 日 (月) 午前 10 時から 11 時 30 分まで

追加諮問について

議会事務局からの議員の活動状況の説明

第 4 回会議録の承認について

議員報酬の格付けについて

資料 1 東京都 26 市 議会の概要 (議会構成及び会議状況)

資料 2 東京都 26 市 委員会の審査状況 (平成 20 年)

資料 3 東京都 26 市 議員の政務調査費 (平成 21 年度)

資料 4 議長、副議長、常任委員長等の職務権限について

追加資料 合併後の議員の兼職状況

* 既配布資料

(第 1 回 資料 5) 平成 21 年度 東京都 26 市の概要

(第 1 回 資料 12) 平成 21 年度 類似団体の概要

(第 2 回 資料 2) 議員の外部団体等における報酬額一覧 (平成 20 年度)

(第 3 回 資料 3) 会議開催状況

(第 3 回 資料 4) 外部団体等の活動状況 (平成 20 年度)

(第 4 回 資料 1) 各委員会における行政視察の実施状況 (平成 20 年)

(第 4 回 資料 2) 外部団体等における行政視察等の実施状況 (平成 20 年度)

(第 4 回 資料 4) 議会活動の範囲

(6) 第 6 回 平成 21 年 11 月 6 日 (金) 午後 6 時から 8 時 33 分まで

第 5 回会議録の承認について

配布資料の説明

追加諮問の審議及び決定

格付け、倍率について

資料 1 期末手当額の年間支給月数の改定後と現行額の比較一覧表

資料 2 西東京市一般職 (部長職) の最高給与支給額 (給与改定後) と現行
との比較

資料 3 類似団体 8 市の平均倍率から算出した特別職等の年額及び月額給

与水準（給与改定後）

資料 3-2 資料 3 により算出した給料月額等と現行額の比較一覧表

資料 4 東京都 25 市の平均倍率から算出した特別職等の年額及び月額給与水準（給与改定後）

資料 4-2 資料 4 により算出した給料月額等と現行額の比較一覧表

資料 5 類似団体 8 市及び東京都 25 市の平均倍率から算出した特別職等の年額及び月額給与水準（給与改定後）

資料 5-2 資料 5 により算出した給料月額等と現行額の比較一覧表

【柳田委員提出資料】

資料 1 諮問に関わる審議会およびその他資料についてのメモ

資料 2 諮問に関わる審議会およびその他資料についてのメモの添付資料

資料 3 市長他常勤職の改定私案（柳田案）（試算 6 通り）

資料 4 特別職給与・報酬改定の検討について

資料 5 非常勤職の改定私案（柳田案）

追加資料 3 2 西東京市特別職常勤職報酬改定柳田案 B（1）修正案

【大屋委員提出資料】

資料 6 東京都 26 市の基本数値（その 1、その 2）

東京都 26 市の財政指標（平成 19 年度）（その 1、その 2）

東京都 26 市の特別職報酬等（その 1、その 2）

東京都 26 市の基本数値及び市長と議員の報酬等

特別職報酬等の支給年額比較

平成 20 年度決算にみる経常収支比率への影響

【原田委員提出資料】

資料 7 特別職等の年額及び月額給与水準（給与改定後）（原田委員案）

資料 8 資料 7 により算出した給料月額等と現行額の比較一覧表（原田委員案）

資料 9 2008 年度 全国 1798 市町村 借金（実質公債費比率）ワースト・ランキング

（7）第 7 回 平成 21 年 11 月 12 日（木）午後 1 時 30 分から 5 時 45 分まで

第 6 回会議録の承認について

答申について

2 「体系」の議論

(1) 体系

市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員は常勤職であり給料及び期末手当はその職責に応じた格付けを行うことが可能である。その際、準拠基準としては常勤である一般職の部長級職員が最適である。

特別職等の職員の格付け割合算出(例：市長年収/部長級職員年収)にあたっては、本市を除く類似団体8市の平均値と本市を除く東京都25市の平均値の間で相互にバランスの取れた値をもとに検討することが適当である。

議員の報酬については、その法的性格は曖昧である。地方自治法の改正により議員報酬が他の非常勤職員の報酬規定から切り離されたため、純粋な意味での非常勤には相当しないと考えられるが、格付けについては常勤職の準拠基準である一般職の部長級職員を上回らない程度にすべきである。

(2) 水準

社会経済情勢及び市民感情を特別職等の職員の報酬等の水準値にどう反映させるかということに関して、一般職の部長級最高年収額を水準値として用いることは、当該年収が人事院勧告及び東京都人事委員会勧告を反映しているため、結果的に、その時々を経済情勢、ひいては市民感情を一定程度反映していると考えられる。

また、現在の本市の財政状況については、楽観視できるというわけではないが、比較的安定した水準であるという感を得た。本市の財政状況が著しく悪化した際には、相応の見直しが必要であると考えられる。

別添資料1及び2で示すように本審議会では、一般職の部長級最高年収額を1として準拠基準とし、特別職等の職員の格付けを行い体系化した。

なお、2名の反対意見があった。具体的には、上記体系及び水準の考え方に賛同するものの、具体の水準について、厳しい社会情勢、市の財政状況、一般職給与状況及び市民感情等を考慮すれば、平成19年度の見直しにより引き上げとなった額の前の額よりも更に減額すべきであるとの意見、東京25市の平均よりも下回るべきであるとの意見があった。

また、特別職等の職員の期末手当における20%加算は廃止すべきであるとの意見があった。

以上

平成 21 年 11 月 17 日

西東京市特別職報酬等審議会

会 長	浅川	公紀
職務代理	西道	隆
委 員	大屋	宏
委 員	高木	保男
委 員	高崎	三成
委 員	筑井	久雄
委 員	富田	恵子
委 員	蓮見	一夫
委 員	原田	久
委 員	柳田	由紀子

年額及び月額

1 年額

(単位:円)

	市長	副市長	教育長	常勤の 監査委員	議長	副議長	常任 委員長等	議員
設定倍率による年額 (×)	17,216,077	15,264,922	13,543,314	11,821,706	10,903,515	9,755,777	9,468,842	9,181,908
設定倍率	1.50	1.33	1.18	1.03	0.95	0.85	0.825	0.80
間差	0.17 0.15 0.15			0.10 0.025 0.025				
部長級最高年収額	11,477,385	11,477,385	11,477,385	11,477,385	11,477,385	11,477,385	11,477,385	11,477,385
現行の年額	18,270,000	15,660,000	14,094,000	12,180,000	11,310,000	10,092,000	9,918,000	9,570,000
現行倍率	1.55	1.33	1.20	1.04	0.96	0.86	0.84	0.81
間差	0.22 0.13 0.16			0.10 0.02 0.03				
差引(-)	1,053,923	395,078	550,686	358,294	406,485	336,223	449,158	388,092

2 月額

(単位:円)

	市長	副市長	教育長	常勤の 監査委員	議長	副議長	常任 委員長等	議員
設定倍率による月額 (÷ 16.98月(12月+4.98月))	1,013,903	898,994	797,603	696,213	642,138	574,545	557,646	540,748
現行の月額	1,050,000	900,000	810,000	700,000	650,000	580,000	570,000	550,000
差引(-)	36,097	1,006	12,397	3,787	7,862	5,455	12,354	9,252

資料1により算出した給料月額等と現行額の比較一覧表

(単位:円)

特別職	市長(1.50)			副市長(1.33)			教育長(1.18)			常勤の監査委員(1.03)		
	給料月額	期末手当額 × 1.2 × 4.15 × 1.2 × 4.50	年収額	給料月額	期末手当額 × 1.2 × 4.15 × 1.2 × 4.50	年収額	給料月額	期末手当額 × 1.2 × 4.15 × 1.2 × 4.50	年収額	給料月額	期末手当額 × 1.2 × 4.15 × 1.2 × 4.50	年収額
改定後	1,013,000	5,044,740	17,200,740	898,000	4,472,040	15,248,040	797,000	3,969,060	13,533,060	696,000	3,466,080	11,818,080
現行	1,050,000	5,670,000	18,270,000	900,000	4,860,000	15,660,000	810,000	4,374,000	14,094,000	700,000	3,780,000	12,180,000
差引	37,000	625,260	1,069,260	2,000	387,960	411,960	13,000	404,940	560,940	4,000	313,920	361,920

議員	議長(0.95)			副議長(0.85)			常任委員長等(0.825)			議員(0.80)		
	報酬月額	期末手当額 × 1.2 × 4.15 × 1.2 × 4.50	年収額	報酬月額	期末手当額 × 1.2 × 4.15 × 1.2 × 4.50	年収額	報酬月額	期末手当額 × 1.2 × 4.15 × 1.2 × 4.50	年収額	報酬月額	期末手当額 × 1.2 × 4.15 × 1.2 × 4.50	年収額
改定後	642,000	3,197,160	10,901,160	574,000	2,858,520	9,746,520	557,000	2,773,860	9,457,860	540,000	2,689,200	9,169,200
現行	650,000	3,510,000	11,310,000	580,000	3,132,000	10,092,000	570,000	3,078,000	9,918,000	550,000	2,970,000	9,570,000
差引	8,000	312,840	408,840	6,000	273,480	345,480	13,000	304,140	460,140	10,000	280,800	400,800

給料月額及び報酬月額は、千円未満切捨て

()内数値は、部長級最高年収額を1とした時の倍率

月例給与の引下げ(平均公民較差 0.35%)

期末手当の引下げ(0.35月) 年4.50月 年4.15月